

教員免許更新制の現状について

1. 目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。

教員免許更新制の導入：平成21年4月1日

2. 主な内容

(1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。

- 有効期間の満了の日までの2年2ヶ月の間に、大学等が開講する免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ手続きを行うと有効期間が更新される。

(2) 旧免許状(※)を有する現職教員にも同様の制度を適用する。

(※)平成21年3月31日までに授与された免許状

<更新制の対象>

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校長(園長)、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、栄養助教諭、講師等

- 旧免許状を有する現職教員等は、生年月日によって割り振られた修了確認期限までに大学等が開講する免許状更新講習を受講・修了と、免許管理者へ修了確認の手続きを行う必要がある。

3. 免許状更新講習の内容

① [必修領域]

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)

② [選択領域]

教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

● 旧免許状を有する栄養教諭について(平成21年3月31日までに授与された者)

- 栄養教諭の免許状は、平成16年に創設されたものであるため、平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された者は、平成26年2月1日から更新講習の受講期間が開始する。

- 文部科学省においては、各種機会を通じ、都道府県教育委員会及び大学等に対し、栄養教諭を対象とした更新講習の開設を働きかけているところ。

※栄養教諭対象者数は別紙参照

	免許状授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日～平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日～平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日～平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

栄養教諭 修了確認期限・免許更新期限別 対象者数

(別紙)

修了確認期限	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日	平成33年3月31日	平成34年3月31日
(講習受講期間)	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日	平成31年2月1日～ 平成33年1月31日	平成32年2月1日～ 平成34年1月31日
1 北海道	80	148	125	27	9	16	14
2 青森県	14	11	1	2	1	0	1
3 岩手県	4	25	12	12	13	12	2
4 宮城県	7	14	25	12	4	4	4
5 秋田県	11	5	6	4	2	3	0
6 山形県	8	15	14	16	3	1	2
7 福島県	1	17	5	2	1	0	0
8 茨城県	14	10	12	8	2	4	1
9 栃木県	0	38	6	0	0	0	0
10 群馬県	2	12	8	9	3	2	0
11 埼玉県	26	39	48	27	10	9	5
12 千葉県	18	25	25	13	4	1	1
13 東京都	8	16	10	16	1	2	1
14 神奈川県	21	32	91	23	1	0	1
15 新潟県	9	26	55	23	7	9	1
16 富山県	6	13	4	4	0	0	0
17 石川県	41	5	1	5	1	1	0
18 福井県	30	3	0	0	0	0	0
19 山梨県	5	8	4	4	3	1	0
20 長野県	19	15	8	15	4	1	1
21 岐阜県	27	43	26	14	8	5	4
22 静岡県	6	11	19	6	1	0	2
23 愛知県	33	58	25	21	7	10	6
24 三重県	13	43	28	21	6	10	5
25 滋賀県	7	12	6	2	1	2	3
26 京都府	45	35	31	24	10	14	9
27 大阪府	111	104	118	71	33	17	5
28 兵庫県	9	153	106	66	12	13	7
29 奈良県	15	14	3	0	0	2	1
30 和歌山県	10	7	2	1	0	0	0
31 鳥取県	1	9	8	1	0	2	0
32 島根県	9	20	12	6	6	4	2
33 岡山県	11	27	8	5	1	3	1
34 広島県	10	34	8	3	0	0	0
35 山口県	30	31	17	8	2	1	0
36 徳島県	29	11	3	1	0	0	0
37 香川県	15	37	8	11	2	6	5
38 愛媛県	33	28	7	20	4	6	2
39 高知県	17	7	3	8	4	10	3
40 福岡県	42	55	53	55	23	16	16
41 佐賀県	5	2	14	17	3	5	0
42 長崎県	10	28	19	15	8	4	8
43 熊本県	25	16	18	11	6	4	2
44 大分県	19	1	1	2	0	0	0
45 宮崎県	7	7	4	5	2	0	1
46 鹿児島県	71	63	24	12	3	3	4
47 沖縄県	12	17	6	6	0	1	1
計	946	1350	1037	634	211	204	121

※旧免許状所有者で平成21年4月以降に栄養教諭免許状を取得した者のうち、修了確認期限が平成28年3月31日より前に到来する者については、修了確認期限の延長の手続きを行っている又は今後行うものと考えられる。